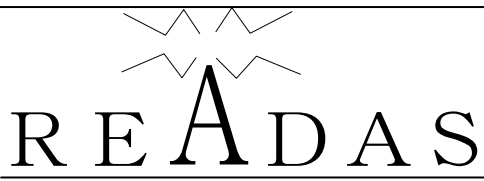


第 5464 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 財産債務調書の期限後提出

Q：財産債務調書を確定申告の際に提出し忘れてましたが、どうしたらいいですか？

A：期限後でも提出することができます。

【解説】

財産債務調書は、所得税等の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の総所得金額及び山林所得の金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を翌年3月15日までに所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

そして、期限内に提出されたときは、財産債務調書に記載がある財産債務に関する所得税及び復興特別所得税(所得税等)又は相続税の申告漏れが生じたときでも、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減される特例措置が講じられています。

ところで、お尋ねのように期限後に財産債務調書を提出する場合ですが、この場合でも、財産債務に関する所得税又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、期限内に提出されたものとしてみなすこととなっていますので、今からでも提出すれば特例措置が受けられるものと思われま

